

令和8年2月19日

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 城山 佳胤

清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言

標題の件につきまして、清瀬市まちづくり委員会では、清瀬市まちづくり基本条例に基づき市民提案を審議した結果、以下の2つの提案を実施に向けて取り組むべきと結論を得ましたので、別紙のとおり提言いたします。

提言1

やすらぎのあるまちづくり ～ウォーカブルシティ・清瀬を～

提言2

清瀬市内の子どもたち（中学生）からの声を 市長に直接届けられる仕組みづくり

提 言 書

提言１ やすらぎのあるまちづくり ～ウォーカブルシティ・清瀬を～

I 提言の趣旨

令和７年度清瀬市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）は、清瀬市まちづくり基本条例第９条第２項に基づき、市民提案を審議しました。

委員会は、清瀬市が高齢者や障害者にもやさしいまちづくりを進めていくために「やすらぎのあるまちづくり～ウォーカブルシティ・清瀬を～」(以下、「本提言」という。)を提言いたします。

そのため散歩しやすい道の整備を目指し、可能な限り歩道や公園、雑木林や緑地帯に市民が憩えるベンチを増やしていくことをその手段としていきます。

これにより高齢者や子育て世代の外出を促進し、健康の増進を図りながらコミュニティの活性化などにつなげていきます。

本提言の実現により、多くの市民や来街者に清瀬市の良さをあらためて実感していただければ、さらなる清瀬市の発展に寄与するものと考えます。

II 提言の理由

1 市民からの提案

委員会では、市民から次の提案が提出されたため、審議してまいりました。

題 名	散歩しやすい街作りを
現状及び課題点	街を歩いても体を休めるイスがない。バス停にもないところがある。年配者が増えていき運動が大切だと言われるがその第一歩としての外出、散歩がしやすい環境になっていない。お年寄りは散歩の大切さを自覚しています。でもそれを支える、どこでもイスが街中にあるわけではない。
提案内容	立派なイスでなくても、使い古しのイスでも良いから街中に置いて欲しい。設置してほしい。お年寄りが散歩にちょくちょく出られたら皆元気になります。閉じこもりも少なくなり、近所通しで顔見知りが増え、社会資源の手助けになります。
見込める成果	お年寄り、障害者が元気になり、いろんな話、提案が出て、活性化します。

(以上提案者原文のママ。以下漢字等の用法は委員会による。)

2 まちづくり委員会での検討

2-1 検討の概要

上記1記載のとおり本提案を審議してまいりましたが、各委員より出された意見、指摘等を要約すると概ね次のようなものとなりました。

<主な意見>

- (i) 歩道とベンチ(椅子)が調和する散歩道の整備が必要である。
- (ii) 車から人へ、緑化、休憩スペースの整備など快適に、楽しく、健康的に歩ける環境を目指すべき。
- (iii) 散歩道のすべてを網羅することは不可能。できることは「高齢者のお出かけ支援マップ」を配布することである。
- (iv) トイレ、ベンチ、集会所の所在、散歩道のマップなど情報が散在しており、これを統合して利用しやすくすることのほうが重要である。

本提案について(i)(ii)のように肯定的かつ積極的に評価するものに加え、(iii)(iv)のように、イスや日よけ等のハードの整備よりはマップや市が発信しているリーフレット等の情報整備の重要性を指摘する意見も多く出されました。

ベンチやトイレがある場所を示すマップ等についてのソフトの整備はもちろん望ましい事業であり、今後もその推進が期待されます。

しかし、本提案の趣旨は「まちを歩いているとき体を休めるイスがないので、イスを置いて欲しい」という極めてシンプルなハードの整備を求める内容です。市道や都道に沿って整備される歩道、あるいは歩道がない車道(人車共用)にイスやベンチを設置することがそもそも可能なのかということから検討していく必要があります。

市の道路交通課や水と緑と公園課への聴き取り内容も踏まえつつ、イスやベンチを置くことの制度的枠組さらには本提案の「散歩しやすいまちづくり」の目的を整理していくことにしました。

2-2 イスやベンチの設置の可能性

(1) 車道(人も共用)への設置の可能性

車道も歩道も含めて道路となりますが、道路は道路管理者が維持管理します。

ベンチを車道や歩道に設置することは管理者の許可が必要で、それらの設置には幅員の確保など厳格な要件があります。道路管理者の許可なく道路(車道)へ直接ベンチを設置することはできません。

（２）歩道への設置の可能性

歩道にベンチを置く基準は、歩行者の通行の妨げにならないこと（特に車いす使用者を考慮し1m～2m以上の有効幅員確保）、固定式で安全・耐久性があること、高齢者や障害者も利用しやすい高さ・背もたれ・肘掛けがある（必要に応じて）こと、さらには道路管理者の道路占用許可（道路法に基づく）を得なければなりません。

清瀬市内の市道や都道（河川沿いの遊歩道等を含む。）でこのような基準を満たしうる箇所がどれほど存在するかは不明です。しかし、バス路線の停留所に設置されているベンチ等を除いては、現在歩道上にベンチが設置されているところは極めて少ないのが実状です。

（３）市が所有する公園や雑木林を含む私有地への設置の可能性

道路は市が管理する公園や雑木林とも接続している場合があります。仮に道路区域（歩道）上にベンチが設置できないとしても、公園や雑木林のなかの歩道（公園道路等）に沿ってベンチを設置することが可能であれば、道路（歩道）に設置する場合と同様の効果が期待できます。

（４）イスやベンチの設置の可能性（まとめ）

道路法等の枠組みの中では幅員を確保できる歩道上（柳瀬川沿いの遊歩道上を含む。）にイスやベンチを設置することは可能です。しかし、実際に設置可能な箇所は、現況調査を踏まえた候補地の洗い出しが必要です。現時点で、本委員会がそのような候補地の選定を行うことはできません。東京都が管理する道路にイスやベンチを設置する余地があるかどうかも含め、市内道路の状況の把握が欠かせません。

また、公園や清瀬市の管理下にある雑木林（雑種地等を含む。）の敷地内にイス・ベンチを設置することは可能と考えられます。道路に隣接する私有地の一部を使用することが可能となれば、その場所に適したイスやベンチを設置することが可能と考えられます。

2-3 散歩しやすいまちの必要性

本提案に掲げられている「散歩しやすいまち＝散歩の途中で一休みできるイスの設置」について、その必要性について検討いたしました。

以下には多岐にわたる必要性を掲げておりますが、散歩しやすいまちになることによるメリットが多いことがわかります。

○高齢化の進行と歩行支援環境	高齢化が進み、体力や持久力に不安を抱える高齢者が増加。安心して外出できる「途中で休める場
----------------	--

	所」の整備が必要
○外出機会の減少による健康課題への対応	日常的な歩行機会の減少（生活習慣病・フレイル）を解消するには適度に休憩を取れる環境の整備が必要
○地域の賑わい・交流の減少への対策	立ち止まれる場所が少ないと人の滞在や交流が生まれにくい。ベンチの設置は「滞在のきっかけ」「地域交流」を促す。
○公共空間の快適性向上	商業地では休憩場所が不足、特に高齢者や障害者にとって不便。公共空間の快適性向上にベンチは役立つ
○自然環境と調和した生活文化の育成	通りや広場における滞在空間は、季節の移ろいを感じ、地域の風景を楽しむ「ゆとりある暮らし方」を育む。豊かな市民生活の実現に寄与

2-4 イス・ベンチの設置費用の低減化

清瀬市内における散歩空間を充実させることは多くの人に外出の機会を促進するなど市民モビリティの向上、地域の活性化に貢献することがわかります。散歩空間にイスやベンチを整備する事業は極めて公共性の高い事業であることは明らかですが、道路管理の必要性や公園等の利用との調整が求められます。

また、イスやベンチは無償ではありません。費用がかかることにも注意が必要です。イス・ベンチの設置に一個あたり数万円～20万円の費用がかかるであろうことも容易に想像ができます。埼玉県飯能市のように森林間伐材の提供（無償もしくは安価）を受けられれば、各段に費用を低減化することも可能かと考えますが、現時点で清瀬市の間伐材を活用することは困難です。

イス・ベンチの設置費用については設置者が費用負担することが前提ではありますが、税の投入のみならず、来街者を含め多くの市民の篤志やネーミングライツ等で賄うこともあり得ます。多様な実現手段を模索していくべきと考えます。

2-5 やすらぎのあるまちづくり

本委員会は提案者の「散歩しやすいまちづくり」を全面的に是とするものがありますが、その目的・必要性は多岐にわたり、政策としての拡張性が大きいと考えます。そのため、「散歩しやすい」を超えて、「外出時に休憩しやすい」「外に出てまちを楽しめる」「ベンチで他者と交流ができる」など生活の質（QOL）を高め、人に寄り添い、人にやさしいまちづくりを目指していることがわかります。

本提言は、要するに、イスやベンチをひとつでも多く設置していく事業であ

って、「ウォーカブルなまち」「座れる場所づくり」を志向するものです。これらの意味を包摂していくタイトルとしては「やすらぎのある空間づくり」ということになります。

提案者の意思に沿いつつ、まちをよりよいものにしていくための政策提言のタイトルにはインクルーシヴ社会への共感を含め「**やすらぎのあるまちづくり～ウォーカブルシティ・清瀬を～**」といたしました。

3 提言に係る市の現状と課題

本提言の実現には、多方面の施策が展開されることが考えられますが、ここでは散歩しやすいまちのための「散歩空間における休憩のためのイス・ベンチの設置の拡充」方策を考えます。

3-1 現状

現在、清瀬市では「椅子のあるまちづくり事業」を行っています。これは寄付金をいただき、その寄付金で椅子を作成し設置している事業です。主に、公園を中心に設置しており、一部私有地を借用して設置している箇所もあります。

しかし、道路上へのイス・ベンチの設置については、既述のとおり道路幅員による制限があるため、限られた場所にしか設置できないのが現状です。

（１）歩道上にイス・ベンチ等工作物を設置する要件

道路管理者以外がベンチ等を固定して設置する場合（バス停のベンチ等）、道路占用の許可が必要になります。歩行者等の交通が可能となるように幅員の確保が求められています（道路構造令に準じる）。まちづくりの観点からイス・ベンチ等を設置する場合、歩行者が通行するための最低幅は0.75メートルですが、車いすが行きあえるようにするには2メートル以上の幅員がバリアフリーの観点から求められます。

（２）市民個々がイス・ベンチを提供すること

市民各個人が道路に面した私有地内でイス・ベンチを提供することに法令上の問題は見当たりません。このようなイス・ベンチを使用することに伴うケガや衣服の損傷に伴う民事上の問題は想定できますが、市の事業としてベンチを設置するとなれば管理瑕疵の問題は広く市民で分担することができます（道路上に設置されているイス・ベンチにおいてもまた同じ）。

（３）開発中の都道の歩道に設置すること

都道の歩道に市がイス・ベンチを設置する場合には、市が都から工作物設置

に係る占有許可を受ける必要があります。幅員の確保は当然のことながら道路と隣接する工作物設置のための用地を確保するなどの条件が課されることもあるため、供用開始後に設置することができるかは不透明なところです。しかし、都道であっても市民の福利の向上に資する本事業の実現に市として都に協力を求めることは当然のことと考えられます。

3-2 課題

「やすらぎのあるまちづくり」の実現には、まず「散歩しやすいまち」にするための休憩できるイス・ベンチが必要です。これを実現していく場合の課題としては以下のとおりです。

（１）道路上に整備するための候補地選定

イス・ベンチを設置する場所を選定するにあたり、条件を優先して置ける場所を選ぶのではなく、散歩していて適切な休める位置を見つけ設置する必要があります。加えて、清瀬市内の道路（都道、河川沿いの遊歩道を含む。）にイス・ベンチを設置できるかどうか、幅員等の制約条件を満たすための適地に係る調査及び検討が欠かせません。

また、整備を計画的に行う前提として、現在設置しているイス・ベンチ等工作物の位置や設置状況を把握していくことも必要となっています。

（２）公園や雑木林、私有地への設置可能性の開拓

道路上へのイス・ベンチの設置に加え、公園や市が管理する雑木林に設置する可能性を開拓することが重要と考えられます。

加えて、道路に接続する住宅や店舗の敷地（駐車場等の一部）等に「誰でも座れるイス・ベンチ」を設置してもらう可能性を開拓することも考えられます。

（３）コストの低減化

市の予算措置が不可欠ですが、事業を推進し、かつ持続可能なものとしていくためには、イス・ベンチの整備費用の低減化とともに、税財源以外の整備財源の確保が求められます。物的、人的な資源の提供を幅広く市民はじめ内外の関心を寄せていただける方々に求めていくことが重要です。

ネーミングライツやクラウドファンディングなどを利用してコスト面の負担を軽減する手法をどのように組み込むかの検討が必要です。

（４）政策としての制度化

やすらぎのあるまちづくりを進めていくための「散歩しやすいまちづくり」の実現には、市の公共財産の活用と整備財源、時間、そして市民の参画が欠

かせません。何よりも市民の声に寄り添う市の姿勢の確立が重要です。

そして、政策として推進する条例を制定して、多くの市民、多くの応援者を獲得していくことも想定できます。本提言にかかる政策の体系化・計画化とあわせ、目標に合わせた予算化を明確にしていくことが重要と考えます。

4 提言

委員会は、本提言を清瀬市の重要政策、あるいはまちづくりの基本的方向として位置付けていただくことを切望いたします。

本提言は、ひとにやさしいまちづくりです。それは、車中心ではなく人中心の公共空間を創出することを志向します。公共空間の緑化推進のみならず、ひとの活動を支援する休憩スペースの整備、公共機関相互の連携強化、そして多様な主体との協働を通して、このまちづくりを実現していく必要があると考えます。

市民をはじめ多くの人々が快適に、楽しく、健康的に歩き、散歩できる環境を整備していくことこそが「やすらぎのあるまちづくり」であると確信しております。

5 提言実現のための具体策

やすらぎあるまちづくりは散歩しやすいまちづくりから。イス・ベンチの設置の拡充と清瀬の自然などのおすすめポイントの紹介など（下表参照）、多くの市民の行動変容を促すPR戦略を組み込んでいきます。

1	散歩のきっかけづくり	挨拶交流からはじめる健康及び仲間づくり
2	お休みどころのある散歩道の周知	「高齢者お出かけ支援マップ」など様々な媒体を活用
3	散歩を誘う目的地の充実	公園や雑木林、柳瀬川散策道マップの活用、パイプベンチなどの設置
4	散歩による健幸づくり	促進案内物配付、市報など

6 見込める成果

委員会は、本提言を実現していくことで多くの価値に貢献すると考えています。以下に現時点で想定できる波及効果を列挙します。

- (1) ウォーキングができる環境が整い、生活習慣病やフレイルの予防に繋がります。
- (2) 高齢者から子ども連れの方など「途中で休める場所」により外出意欲が高まります。

- (3) イス・ベンチを介して「顔の見える関係」から共助の精神が生まれます。
- (4) 散歩に関心をもたない人も、「歩いてみよう、巡ってみよう」と思考が変わります。
- (5) 人の滞在や交流を生む「滞在のきっかけ」を作るため、地域の活性化が見込まれます。
- (6) 自然な見守りの目が増え、防犯対策となります。
- (7) 地域全体の魅力を高め、他市の住民が清瀬市を訪問する糸口となります。
- (8) ベンチは、まちに安らぎと暮らしやすさを実感させる象徴となります。
- (9) 安心・快適に暮らせるまちから地域愛(誇りと愛着)が高まり、移住者の増を招きます。

Ⅲ 最後に

以上のように本提言は、高齢者をはじめとして多くの市民が、今まで以上にまちに出て、清瀬の魅力を発見し、健幸になっていただくきっかけとすることを願う提言です。

この提言をフルセット型で、あるいは最高水準で（フルスペックで）で実現してくださいとは申しません。費用についても、できることから少しずつご対応いただくことを望みます。

提言２ 清瀬市内の子どもたち（中学生）からの声を市長に直接届けられる仕組みづくり

I 提言の趣旨

令和７年度清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第９条第２項に基づき、「清瀬市内の子どもたち（中学生）からの声を市長に直接届けられる仕組みづくり」について審議を行った結果、この提案を是とし、市長に子どもたちの声が直接届くことで、子どもの意見を大切に作る市として多くの市民、機関をあげて子どもの育成や教育をさらに推進していくことが可能になると考えます。

II 提言の理由

１ 市民からの提案

委員会では、市民から次の提案が提出されたため、審議してまいりました。

題 名	清瀬市内の子どもたち（中学生）からの声を市長に直接届けられる仕組み作り
現状及び課題 点 現状	過去の市民提案をみるとその殆ど全てがおとなからの提案の様に見受けられます。また、まちづくり委員会からアイデア募集されて暫くは市民提案がありますが、募集から時間が経つと徐々に件数が減るようです。 現在、清瀬市には子どもたち（中学生）が抱える要望や問題点を市長または市へ直接伝える手段がほとんどありません。これに対し、中学生議会、子ども議会などの取り組みを行っている複数の市があり、そこでは毎年、中学生らが自ら問題を提起し、議論し、解決を図ろうとしています。 私の息子が清瀬中学３年（２０００年）の頃には、清瀬市内の中学校の代表が集まり、意見交換会を行う取り組みがあったと記憶しており、清瀬市には中学生が声をあげる仕組みが過去にあったと思われます。
課 題	清瀬市まちづくり基本条例では「市民は、まちづくりの主体：第２条」、「男女が共同で参画：第３条」などがありますが、「子どもたち」についての明確な記載はなく、まちづくりへの関りが不明確のように思われます。 今回のまちづくり委員会のアイデア募集チラシは大変わかりやすく、皆さんが検討を積み重ねた結果良くわかります。しかし、チラシ（紙・電子媒体）という手段だけでは清

	瀬の子どもたち、特に中学生がチラシを手に取り、興味を持って、自分のアイデアなどを市民提案として提出する、ということは難しいような気がします（過去の実績を含め）。 では清瀬市の子どもたち（中学生）は、市内で生活し、学び、遊ぶ中で、市に対しての要望や不満、アイデアはないのでしょうか。以前、私の家の近くの公園で遊んでいた子どもたちが、「この公園ではボール遊びが禁止されているけど、ここでボール遊びができる様にならないかなー」という声を聴きました。これは、たまたま聞こえた子どもの声ですが、学校、遊び場、家庭など彼らの接する環境の中での悩み、問題点、こんなものがあったら便利になるのではないかと、子ども目線の考えがあるのだと思います。 友達や親、場合によっては学校の先生に市に対する要望などを伝えることはできるかもしれませんが、大人にも言えますが、どこに相談したらよいか判断ができないことも多く、それらの問題点やアイデアなどが市や市長に届くことは現状では難しいのではないのでしょうか。
子どもたち（中学生）とした理由：	今回、小学生以下ではまだ問題意識を持ちづらく、高校生以上は自分の判断で提案ができるとの判断をいたしました。
提 案 内 容	市内中学生の代表による、自分たちが抱える問題点や解決案、アイデアなどを話し合う場を作り、それらの声を市長や市に直接届けられる仕組みを作る。 ※市議会議場を使う必要はなく、市役所の会議室等で意見交換を行う形式でよいと思います。ただし、結果は市長や市に報告することとし、できれば市長提言として市長に届けることが好ましいです。 大人は仕組みづくりとサポートを行い、運営の主体は中学生だけで行えればよいと思います。現状でも触れた、2000年頃の清瀬市内中学校の意見交換会などが参考になるかもしれません。
見込める成果	今まで埋もれていたかもしれない子どもたちのアイデアや解決してほしい彼ら目線の問題点を市長に届けることができるため、今まで解決できなかった問題等の解決につながる可能性が高まります。また、日ごろから問題意識を持つ子どもたちが増え、これに伴う議論が活発に行われることで恒常的に影響力のある提案が出てくるのではないでしょ

	うか。大人では考えられない様なアイデアで清瀬市の未来を築くことができるかもしれません。 この仕組みにより、清瀬市の基本構想の将来像のひとつである「子どもたちを健やかに育むまち」が子どもたちの手により実現され、子どもたちの市政に対する関心も高まり、市民が主体となったまちづくりが行われることで、他の将来像である「都市格が高いまち」にも繋っていくものと思われます。 また、清瀬市の将来を担う市民の増加に繋がるため、家族が安心して過ごせる、暮らしやすい市になっていくのではないのでしょうか。
--	---

(以上提案者原文のママ。以下漢字等の用法は委員会による。)

2 まちづくり委員会での検討

上記1記載の市民提案を審議するにあたり、主に以下の点について指摘がありました。

- (1) 中学生が市長と意見交換する場があれば、中学生の公共的な事柄に対する関心は高まるようになる。
- (2) 市長が直接子どもの意見を聞き、意見交換することで、保護者はじめおとなの「子どもの意見を尊重する」姿勢を喚起することに繋がる。
- (3) 自分の住むまちに対する中学生の意見を表明する権利を保障することができれば、清瀬市への愛着やまちの課題解決に向けて考える力を培うことになる。
- (4) 中学生が市に意見や要望が言えるようになるには社会活動（ボランティア活動）などの経験を積むことが有効である。
- (5) 市長に意見を直接届ける仕組みの前に、中学生が「さまざまなことに意見を言える」「意見を言っても何も問題ない」と思える土壌や雰囲気があることが重要である。
- (6) 清瀬市シティプロモーション課実施のタウンミーティングや市長へのメールなど現在でも中学生は市長との意見交換や市長への意見表明の途が開かれている。

3 市の現状と課題

提案者が指摘するように、中学生議会や子ども会議など子どもが市長や市に対して意見や要望を直接伝えることができる仕組みは整備されていません。かつては清瀬市の中学校の代表が集まり意見交換会などが行われていましたが、学校の中あるいは学校を超えて中学生が互いに意見表明し合いその結果を学校

や市に伝えていくような仕組みはなくなっています。

清瀬市では中学生と市長が直接意見を交換する場として「小学生から高校生向けのタウンミーティングの仕組み」があります。実績としては、清瀬第十小学校の参加があるのみですが、学校やサークル単位で申し込む手続きとなっているため、学校側の協力なしには参加そのものの実現が難しくなっています。「意見を言いたい」、「意見を持っている」などの子どもの意見を広く集約することや、中学生自ら問題提起し、議論し、解決を図ろうとするような意見交換の場とはなっていないのが実際です。

さらに提案者が指摘する清瀬市まちづくり基本条例において、「子どもたち」がまちづくりにどのように関わるのかについて文言上不明確であるとの意見があります。市や市長が子どもの要望や意見を聞くことで、子ども諸施策に子どもの目線が反映され、子どもが生き生きと暮らせるまちづくりにつなげていくことが期待されています。これは、子どもの意見を聞く仕組みをつくることで、子どもがまちづくりと関わることを実質的に保障しようとするものと解されます。

したがって、中学生会議や子ども議会を持たない本市に係る課題としては、中学生からの声を市長に直接届けられる「あらたな仕組み」をどのように構築するか、子どものまちづくりへの参加の一形態として「あらたな仕組み」をどのように設計していくかということに尽きると言えます。

4 提言

本まちづくり委員会としては、清瀬市の中学生と清瀬市長が自由に意見交換できる新たな場を設けることを提言します。

(理由)

- (1) おとなの代表・地域の統括者(首長)として市長が、直接子ども(中学生)の意見を聴き、対話することで子ども目線の考え方が市政に反映される契機となること
- (2) 中学生が抱える問題点や解決案、アイデアなどまちづくりへの参加の機運が醸成されること

(説明)

1. まちづくり委員会での主な指摘にもあるように、子どもの発達成長の観点から子どもの意見を保障し、それをおとなが受け取ることの重要性を広く社会の共通認識とするため「中学生からの声を市長に直接届けられる仕組み」の導入を積極的に図るべしとの意見があります。一方、現在、市では中学生も対象となる次世代タウンミーティングに取り組んでいますが、まだ開催実績が少なく、学校側の負担などを考慮すると、他の手法を検討すべきとの意見もあります。

公共的な事柄を考察することに慣れていない中学生に意見を求めること自体

に無理があるとの危惧感も払拭できていません。それゆえ、ボランティアの経験など地域社会を実際に経験することで、市や社会に求める意見が芽生えるとの意見もあります。

確かに高校生は子どもではあっても中等教育のさなかにあって、おとなに近づきつつある存在です。小学生は初等教育の中でいまだ知育徳育の視点が求められることから、おとなとの討議には尚早の観があります。それらの中間に位置する中学生は、人生の岐路を迎えつつあって、社会にかかるさまざまな問題に興味や関心を形成しつつあります。本まちづくり委員会が、令和7年12月に実施した清瀬市立清瀬第三中学校生徒会への聴き取りの結果では、市長への意見箱設置などの意見表明手段の充実のほか、市長との話し合いにより地域社会における疑問を解消してみたいとの期待があることが窺われます。中学生は地域社会の出来事に関心があり、そのような機会があれば、自ら抱く関心事を意見として、疑問として、市長とやりとりしてみたいとの希望があると解されます。そうだとすればおとなと向き合う経験は社会と中学生とを繋ぐ重要な機会になります。中学生の意見をおとなが受け止める経験や関係性を共有することの繰り返しこそ、子どもを地域社会に受け入れていくことにほかならないと考えられます。

「鶏が先か、卵が先か」の比喻が適切かどうか心もとありませんが、「意見が言える子どもの成長を待つか、意見を言える機会があれば子どもは成長するか」の命題は、やってみなければわかりません。失敗を恐れて何もしないか、失敗があってもやってみて不具合があれば微修正を繰り返しながら成功を目指すかの二者択一に帰しているとも言えます。

まずは個々の中学生の意見を直接聞くことから、さらには、より多くの中学生の意見を集約するような「清瀬市中学生ボード」「清瀬市中学校会議」のような活動の中から意見を聞くことまで、おとなとの対話に様々な可能性を孕んでいるところに子どもの発達成長が期待されています。

子どもが自己に影響を与えるすべての事柄について、自らの思いや意見をおとなが受けとめてくれるのかどうか（その中身を実現してくれるかどうかではなく、子どもの見解をおとなが正当に聞いてくれるかどうか）の機会の保障こそが子どもをめぐる中核をなす課題と言えます。

このような課題を解決していくために、上記提言を実現していくことを期待します。

5 具体的提案（イメージを持つために）

（1）会議体の名称（仮）

「清瀬市中学生と市長の会」と称する

（2）会議体の基本的コンセプト

①市長と子どもの対話をアレンジする市民が参加する組織を立ち上げ、市が

協同して行う

- ②議題の発案は中学生個人でもグループでも生徒会でもよい
- ③市役所あるいは学校の会議室等を会場に市長との質疑応答時間を確保する（傍聴可）
- ④市長は中学生からの質問に誠実に応答する

(3) 子どもたちからの「なぜ」がすべての起点（会議創設の視点）

子どもたちが自分たちで考え、「自分たちの世界がなぜそうなっているのか」「なぜこうできないのか」「こんなことがあればみんなもっと楽しく、幸せになれるのではないか」等の疑問を踏まえ、この会議体を人間（中学生）対人間（市長）の真剣な話し合いの場と位置付けます（●親や先生たちは、助言はしてもリードはしない）。

6 見込める効果

(1) 子どもを育てるまち清瀬が実現する

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することが求められます。清瀬市中学生と市長の会が市民に注目されることで子どもへの観方を変え、子どもの意見を受け取り、子どもを地域で見守り育むことができるようになります。また、それに伴い、子どもたちもおとなも自らの地域愛（帰属意識・誇り・互酬性等）が上昇します。

(2) 子どもの発達成長の保障が実現する

清瀬市中学生と市長の会で何が生まれる？



⇒子どもを地域で育て、市長を先頭におとなの誰もが手を携えて、未来の市民パートナーを見守る「価値観」を共有していく

子どもには発達成長の権利（「ひと」となる権利）があります。子どもの「幸せ」を考えると、そこに「子ども自らの」人間としての参加（広い意味で）が

あるのです。子どもが苦しんでいたり、未来への夢を持てずにいたら、「おとな」がそれを受けとめられることが求められています。そうだとすれば、子どもの意見を聞くことは子どもの発達成長の出発点と考えられます。子どもの意見を受けとめる「しくみ」の第一歩が「清瀬市中学生と市長の会」にほかならなりません。

（３）清瀬市の都市格が上昇する

この提言を実現していくことで、清瀬市は未来志向の子どもを育てるまちへと変貌していくことになるでしょう。子どもたちは自分の周りの環境のあり様を観察し、考察し、おとなたちと討議するなど市民へと成長していきます。おとなたちは子どもたちのさらなる成長にワクワクして、自分たちも明るい気持ちで頑張れるようになります。

わたしたちは子育てと教育文化都市「きよせ」の金字塔を獲得し、都市格が高いまちを実現します。

Ⅲ 最後に

わたしたちの社会は、高度経済成長を経て、成熟社会、さらに人口減少社会を迎えつつあります。縮小ではなく縮充することが課題となる今後、子どもたちの未来を明るいものとするのがわたしたちおとなの責任にほかなりません。まちづくりとは、わたしたちが共に考え協働し、今日よりあすをよりよく生きようとする実践であるように解されます。

清瀬市まちづくり委員会のメンバーはこれからもより良き清瀬市の未来のためにささやかになんらかの貢献を実践していくことをお誓いし、郷土の安全と発展、市民のご多幸を祈念してこの提言の結びといたします。